**虐待防止のための指針**

1. 事業所における高齢者・障害者への虐待防止に関する基本的考え方

１．「株式会社　ビーンズ（以下「法人」という）は国が定める「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」の実効性を高め、サービスを提供するにあたって、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう支援していく。

２．本指針における虐待とは、下記のいずれかに該当する行為をいう

（１）身体的虐待：暴力的行為等で利用者の身体に外相や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また正当な理由なく身体を拘束すること。

（２）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：意図的であるか、結果的であるかを問わず、養護を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

（３）心理的虐待：脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、いやがらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

（４）性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること。または利用者にわいせつな行為をさせること。

（５）経済的虐待：利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

３．虐待に対する「自覚」は問わない

利用者本人や擁護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に利用者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

４．利用者の安全を最優先する

虐待に関する通報等の中には、利用者の声明に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想される。入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、擁護者との信頼関係を築くことができない時でも利用者の安全確保を最優先する。

５．常に迅速な対応を意識する

虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や相談がなされた場合には迅速に対応する。

６．組織的に対応する

虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け組織的な対応を行う。

相談や通報、届出を受けた職員は、早急に虐待防止（身体拘束等適正化）委員会（以下「委員会」という）に報告し、内容や状況から緊急性を判断するとともに、利用者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく。

特に、利用者の安全や事実確認のための調査では、客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とする

７．関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠であり、地域包括支援センターが構築する「高齢者虐待防止ネットワーク」等、各事例に応じて関係機関と連携する

８．記録を残す

虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残し、適宜、組織的に対応状況を共有する。対応の決定にあたっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もある為、組織としての実施を徹底する。

特に、虐待防止を含め事例発生に関する記録は、個人情報や通報者の保護を優先し厳重に管理し、事後検証や再発防止に役立てる。ただし、事例発生時、関連機関と連携するにあたって、開示が必要となる情報提供は行う。

1. 委員会その他事業所内の組織に関する事項

虐待防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合は、その対応と再発防止を確実にするための対策・対応を検討するとともに、適切に実地することを目的として「虐待防止（身体拘束等適正化）委員会」を設置する。

1. 委員会の役割
2. 虐待発生時の対応や虐待防止のための指針等の整備を行う
3. 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備を行う
4. 虐待防止を目的とした年１回以上の職員研修の企画・推進する
5. 委員長、ならびに虐待防止・拘束適正化に関する担当者を委員より選任する
6. 虐待やその疑いが発生した場合、その都度、委員会を開催し対応する
7. 虐待やその疑いが発生した場合、必要に応じて関係機関と連携する
8. 虐待の原因分析と再発防止策の検討と、その評価を行う
9. 委員会の記録を行う
10. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

　　虐待防止に関する基礎的内容と適切な知識の普及・啓発を目的とした職員研修を、年１回以上実施し記録する。

1. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
2. 虐待等が発生またはその疑いがある場合は、直ちに委員会を開催し、客観的な事実確認を行う
3. 虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。またそれ以外の場合においても、必要に応じて関係機関と連携し、被虐待者の人権と安全を守る
4. 虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する
5. 虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。この際、被虐待者のみならず通報者等、個人を特定出来る情報や尊厳を損なわないよう厳選する
6. 虐待が養護者によって行われた場合、介護疲れ等、養護者もまた支援を必要としている可能性があることを認識し、適切な支援を検討する。
7. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
8. 虐待等が発生した場合の相談・報告は、虐待防止委員会の担当者を主とする。ただし、虐待者が委員会担当者であるケースも想定される為、限定はしない。
9. 相談・報告のあった情報は厳重に取り扱い、個人情報の保護に配慮しながら適切に管理する。
10. 報告者に対して、報告による不利益が生じないように配慮する。
11. 成年後見制度の利用支援に関する事項

　判断能力の不十分な高齢者の権利擁護のため、成年後見人制度について利用者や家族に情報提供を行うとともに社会福祉協議会等の適切な相談窓口を案内する。

1. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
2. 利用者や養護者からの虐待に関する苦情は、委員会担当者を主として担うことする。
3. 利用者や養護者から苦情を受けた職員は、速やかに委員会担当者へ報告する。
4. 苦情の処理は、透明性を持ち、適切な解決策を検討し、必要に応じて実施する為に、速やかに委員会を開催し、適切な措置を講じる。
5. 苦情の処理過程と結果は記録に残し、職員の再教育、虐待防止のシステムや業務プロセスの見直し、改善を図る。
6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

　本指針を事業所内に掲示すると共に事業所のホームページに掲載することで、いつでも利用者や家族が閲覧できるようにする。

1. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

　当事業所における高齢者・障碍者虐待防止の取り組みは、その重要性と緊急性を鑑みて、管理者が選任担当者として責任を持つこととする。管理者は、虐待防止のための全ての活動の監督、調整、および実施を担当し、職員への研修、報告体制の整備、対応策の策定など、虐待防止に関連するあらゆる事項について主導的な役割を果たす。

附則

令和6年4月1日より施行